

○航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜規則

平成7年2月20日 航空自衛隊達第5号
航空幕僚長 空将 杉山 蕃

改正	平成10年	4月20日	航空自衛隊達第	9号
	平成11年	4月28日	航空自衛隊達第	14号
	平成12年	7月5日	航空自衛隊達第	35号
	平成12年	12月11日	航空自衛隊達第	53号
	平成13年	7月11日	航空自衛隊達第	32号
	平成15年	3月26日	航空自衛隊達第	8号
	平成15年	7月11日	航空自衛隊達第	30号
	平成18年	3月24日	航空自衛隊達第	14号
	平成18年	7月26日	航空自衛隊達第	35号
	平成19年	1月5日	航空自衛隊達第	1号
	平成19年	8月31日	航空自衛隊達第	39号
	平成21年	7月29日	航空自衛隊達第	28号
	平成21年	8月6日	航空自衛隊達第	33号
	平成22年	10月1日	航空自衛隊達第	30号
	平成27年	9月30日	航空自衛隊達第	28号
	平成28年	1月29日	航空自衛隊達第	16号
	平成31年	3月27日	航空自衛隊達第	18号
	令和元年	6月27日	航空自衛隊達第	14号
	令和2年	10月2日	航空自衛隊達第	53号
	令和3年	3月17日	航空自衛隊達第	18号
	令和5年	11月30日	航空自衛隊達第	49号

この達は、令和5年11月30日から施行する。

航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜規則を次のように定める。

航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜規則（登録報告）（登録外報告）

航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生選抜規則（平成7年航空自衛隊達第5号）の一部を改正する。

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生、陸上自衛隊指揮幕僚課程学生及び海上自衛隊指揮幕僚課程学生並びに外国軍の指揮幕僚課程学生（以下「学生」という。）の選抜に関し必要な事項を定めるものとする。

（学生選抜の方法）

第2条 学生選抜の方法は、第1次試験及び第2次試験により実施する。

（第1次試験）

第3条 第1次試験は、筆記試験により受験者の知識、能力及び一般教養について評価することを目的とする。

2 第1次試験は、共通試験及び職域試験とし、第10条の実施要綱に示す試験種目を別表第1に掲げる試験地において、通常3月上旬に実施する。

3 共通試験は、受験者全員に受験させるものとし、職域試験については、受験特技職名区分のうち、一つを受験させるものとする。

(第2次試験)

第4条 第2次試験は、第1次試験の合格者に対し、口述試験によりその資質を審査するとともに、身体検査を実施し、学業を支障なく履修しうるか否かについて検査し、学生として十分な資質を具備する者を選抜する。

2 第2次試験は、幹部学校において、通常8月下旬に実施する。

(受験資格者)

第5条 受験資格者は、次の各号に掲げる受験資格要件に該当し、かつ、当該受験者の所属する部隊等の長(編制部隊及び機関の長並びに航空幕僚監部の部長、科学技術官、監理監察官、首席法務官及び首席衛生官をいう。以下同じ。)から推薦された者とする。

- (1) 3等空佐以上の階級にある者又は2年以上1等空尉の階級にある者
- (2) 幹部普通課程を修了した者又は部隊等の長が幹部普通課程の修了者と同等以上の能力を有すると認める者
- (3) 航空自衛隊の英語技能検定(以下「空自英検」という。)による能力区分5級以上の者
- (4) 39歳未満の者
- (5) 第1次試験の受験回数が過去3回までの者
- (6) 2年以内に懲戒処分を受けていない者(規律違反の事実の調査の開始から2年以上を経過して処分を受けた場合は、当該処分の日から原則1年以上経過した者)なお、過去に懲戒処分を受けたことがある場合は、改しゅんの情が顕著で勤務成績、素行から推薦に値すると認められる者に限る。
- (7) 規律違反の事実の調査を受けていない者

2 前項第1号の在階級期間、第4号の年齢及び第6号の経過期間は、第1次試験実施の年の4月1日現在とする。

3 第1項に規定する受験資格要件のうち、第3号及び第7号に規定する要件については、第1次試験実施の年の1月末日の時点で判断するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第1次試験実施日の前日において、第1項第7号に規定する要件に該当しない者は、受験資格を有しない。

5 第1次試験は、第1項第1号の要件を最初に満たしたときから連続して受験するものとし、第6条第1項の規定に該当し、受験できなかつた場合を除き、受験しなかつた回数は、第1次試験の受験回数に含めるものとする。

(受験回数の特例)

第6条 受験資格者が、次の各号のいずれかの事由により第1次試験(当該第1次試験に引き続き行われた第2次試験を含む。)を受験できなかつた場合、特例として、その回数は第1次試験の受験回数に含めないものとする。

- (1) 外国出張、出向その他の公務
- (2) 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第49条第1項各号の規定による特別休暇
- (3) 自衛隊法施行規則第49条の2の規定による介護休暇
- (4) 自衛隊法施行規則第49条の2の2の規定による介護時間
- (5) 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第27条第1項の規定において準用する同法第3条第1項、同法第12条第1項及び同法第26条第1項に規定する育児休業等
- (6) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第10条において準用する同法第3条第1項に規定する自己啓発等休業
- (7) 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成25年法律第78号)第11条において準用する同法第3条第1項に規定する配偶者同行休業
- (8) 公務上の負傷等による休職
- (9) 規律違反の事実の調査の結果、懲戒処分に至らなかつた場合
- (10) 前各号に掲げるもののほか、航空幕僚長が認めるもの

2 前項の規定により第2次試験を受験できなかつた者は、再度、第1次試験から受験するものとする。

(学生予定者の決定)

第7条 航空幕僚長は、第18条に規定する試験結果の報告を基礎とし、第2次試験の受験者の中から学生予定者を決定し、通常11月末までに当該予定者の所属する部隊等の長及び次条第4項の委員長に通知するものとする。

(試験委員会)

第8条 選抜試験の業務を実施する機関として航空自衛隊幹部学校に航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜試験委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第10条の実施要綱に基づく、第1次試験及び第2次試験の試験実施計画の立案並びに同案の航空幕僚長への上申

(2) 第1次試験及び第2次試験の問題の作成

(3) 第1次試験の実施の統括及び第2次試験の実施

(4) 第1次試験及び第2次試験の採点及び整理並びにそれぞれの結果の航空幕僚長への報告

3 委員会は、委員長、副委員長、一般委員、主任試験官、試験官、身体検査委員及び幹事をもって組織する。

4 委員長、副委員長、一般委員、主任試験官、試験官、身体検査委員及び幹事は、別表第2に掲げる職にある隊員をもって充てる。ただし、副委員長、一般委員、主任試験官、身体検査委員及び幹事は、試験官を兼ねることができるものとする。

5 委員長は、航空幕僚長の命を受け委員会を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐する。

7 一般委員は、委員長の命を受け試験実施計画の立案、その他これに関連する業務を担当する。

8 主任試験官は、委員長の命を受け試験官の実施する業務を統括する。

9 試験官は、試験問題の作成、第2次試験の実施、採点、その他これに関連する業務を担当する。

10 身体検査委員は、委員長の命を受け第2次試験における身体検査に関する業務を担当する。

11 幹事は、委員長の命を受け委員会の庶務を担当する。

(試験管理官)

第9条 第1次試験を実施するため、別表第1に掲げる試験地ごとに試験管理官(以下「管理官」という。)を置く。

2 管理官は、別表第1に掲げる部隊等の長とする。

3 管理官は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 試験問題等の保管

(2) 試験の実施

(3) 試験終了後、答案、別紙様式第1に定める第1次試験受験者人員表(1部)及び試験実施に関する所見書(1部)の委員長への送付

4 管理官は、試験実施のため所要の試験監督官を置くことができる。

5 試験監督官は、3等空佐以上の幹部自衛官とする。

(実施要綱)

第10条 航空幕僚長は、年度ごとに航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜試験実施要綱(以下「実施要綱」という。)を定める。

2 実施要綱には、通常次に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 学生予定人員

(2) 第1次試験の試験種目

(3) 受験特技職名区分

(4) その他必要と認めるもの

(試験実施計画)

第11条 第1次試験及び第2次試験の実施計画は航空幕僚長が定める。

2 試験実施計画には、通常次に掲げる事項を含めるものとする。

- (1) 試験期日
 - (2) 試験種目の細部及び配点
 - (3) その他必要と認めるもの
- 3 航空幕僚長は、実施要綱及び試験実施計画のうち、受験に直接必要な事項については、全部隊、全機関、内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、共同の部隊、共同の機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁の長に示す。

(受験者の報告及び通知)

- 第12条** 部隊等の長は、受験を希望する者のうち、第5条又は第6条の規定に該当し、かつ、勤務成績が良好で人物、識見、能力及び健康状態が学生として適当と認められる者について、別紙様式第2に定める受験者名簿を作成し、第1次試験実施の前年の12月末日までに航空幕僚長（補任課長気付）に報告（04-P24（C-2））するとともに、委員長に通知するものとする。
- 2 部隊等の長は、前項の受験者名簿を提出した後、受験者を取り消し、又は試験地を変更する必要がある場合は、前項の規定を準用し、その都度、速やかに報告（04-P24（C-2））及び通知するものとする。ただし、2月1日以降における試験地の変更は原則として行わないものとする。
 - 3 部隊等の長は、第5条第3項に規定する要件に該当する受験者がいる場合、受験資格の有無に係る判断結果について、1月末から7日以内（当日が休養日等に当たる場合は、その翌課業日まで）に第1項の規定を準用し報告（04-P24（C-2））及び通知するものとする。

(第1次試験の実施要領)

- 第13条** 委員長は、前条により通知された受験者名簿に基づき、受験者のおのおのについて試験地及び受験番号を定めた第1次試験通知書を作成し、通常2月中旬に部隊等の長及び管理官に送付する。
- 2 委員長は、試験問題及び試験の細部実施要領を試験期日のおおむね1週間前までに管理官に送付する。
 - 3 部隊等の長は、第1項の第1次試験通知書に基づき受験を命ずる。

(第1次試験の合格者の決定)

- 第14条** 第1次試験の合格者は、実施要綱に示す学生予定人員のおおむね2倍とし、航空幕僚長が決定する。
- 2 航空幕僚長は、通常6月中旬に第1次試験合格者を部隊等の長及び委員長に、受験者の成績を部隊等の長に通知する。

(第2次試験の実施要領)

- 第15条** 委員長は、第2次試験の実施について必要な事項を記載した第2次試験通知書を作成し、通常7月下旬に部隊等の長に送付する。
- 2 部隊等の長は、前項の第2次試験通知書に基づき受験を命ずる。
 - 3 口述試験は、通常3ないし5の試験班を編成し、受験者全員に対し各試験班が行う。
 - 4 試験班は、通常班長1名、班員2名ないし4名とし、班長は1等空佐以上、班員は2等空佐以上の幹部自衛官とする。
 - 5 身体検査は、次条に規定するところによる。

(身体検査の実施要領)

- 第16条** 身体検査の検査項目は、身長、体重、視力、聴力、尿、血圧、胸部X線及び疾患とする。
- 2 可否の判定基準は、自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第14号）別表第1に定める男性自衛官等合格基準又は別表第3に定める女性自衛官等合格基準を準用する。この場合において、同訓令別表第3中、「不合格疾患」とあるのは、「不合格疾患（妊娠中のものを除く。）」と読み替えるものとする。
 - 3 判定区分は、合格又は不合格とする。

(受験停止)

第17条 委員長又は管理者は、受験中不正行為のあった者に対しては受験停止を命ずることができる。この場合、委員長又は管理官は、試験終了後、当該状況を航空幕僚長（補任課長気付）に報告（管理官にあたっては委員長を経て報告）するものとする（登録外報告）。

(試験結果の報告)

第18条 委員長は、第1次試験終了後、受験者全員について別紙様式第3に定める第1次試験成績表を作成し、航空幕僚長（補任課長気付）に報告する（登録外報告）。
2 委員長は、第2次試験終了後、受験者全員について別紙様式第4に定める第2次試験成績表を作成し、航空幕僚長（補任課長気付）に報告する（登録外報告）。
この場合、第2次試験成績表には、試験実施に関する全般意見及び第2次試験関連資料を添えるものとする。

(試験場設置等の支援)

第19条 別表第1に掲げる試験地に所在する部隊等の長は、委員長及び管理官に対し試験場の設置その他の試験の実施に関し、所要の支援を行うものとする。

(秘密保全)

第20条 委員会の構成員、管理官及び試験監督官は、試験問題（試験開始まで）、試験成績、その他職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(入校延期)

第21条 学生予定者に決定された者は、第6条第1項に規定するものによるほかは、入校を延期することはできない。
2 部隊等の長は、前項の理由により入校延期の必要がある場合は、その理由を付し、航空幕僚長（補任課長気付）に申請し、その許可を受けるものとする。

(準用)

第22条 内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚幹部、陸上自衛隊、海上自衛隊、共同の部隊、共同の機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に勤務する者については、この達中「部隊等の長」とあるのは、「それぞれの長」と読み替えるものとする。

(委任規定)

第23条 この達に定めるもののほか、試験事務の細部については、委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この達は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成8年度の入校予定者に関する第2次試験の実施時期及び学生予定者の決定については、なお従前の例による。
- 3 航空自衛隊の基本教育に関する達（昭和41年航空自衛隊達第18号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成10年4月20日航空自衛隊達第9号抄）

- 1 この達は、平成10年4月20日から施行する。

附 則（平成11年4月28日航空自衛隊達第14号）

- 1 この達は、平成11年4月28日から施行する。

附 則（平成12年7月5日航空自衛隊達第35号）

- 1 この達は、平成12年7月5日から施行する。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）
1 この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年7月11日航空自衛隊達第32号抄）
1 この達は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号）
1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成15年7月11日航空自衛隊達第30号）
この達は、平成15年7月11日から施行する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）
1 この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号抄）
1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）
1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第39号抄）
1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日航空自衛隊達第28号抄）
1 この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年8月6日航空自衛隊達第33号抄）
1 この達は、平成21年8月18日から施行する。

附 則（平成22年10月1日航空自衛隊達第30号抄）
1 この達は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日航空自衛隊達第28号抄）
1 この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第16号抄）
1 この達は、平成28年1月29日から施行する。

附 則（平成31年3月27日航空自衛隊達第18号抄）
1 この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年10月2日航空自衛隊達第53号抄）
1 この達は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日航空自衛隊達第18号抄）
1 この達は、令和3年3月18日から施行する。

附 則
1 この達は令和5年11月30日から施行する。

別表第1 (第3条、第9条関係)

試験地及び部隊等一覧表

試験地	管 理 官	部 隊 等
千歳基地	第2航空団司令	北海道に所在する部隊等
三沢基地	第3航空団司令	青森県 岩手県 秋田県に所在する部隊等
松島基地	第4航空団司令	宮城県 山形県 福島県 新潟県に所在する部隊等
百里基地	第7航空団司令	茨城県 千葉県(木更津分屯基地を除く。)に所在する部隊等
熊谷基地	第4術科学校長	栃木県 群馬県 埼玉県(入間基地を除く。)に所在する部隊等
十条基地	第2補給処十条支処長	十条基地 木更津分屯基地に所在する部隊等
目黒基地	幹部学校長	東京都(十条基地、府中基地、横田基地及び硫黄島分屯基地を除く。) 神奈川県に所在する部隊等
府中基地	航空気象群司令	府中基地に所在する部隊等
横田基地	作戦システム運用隊司令	横田基地に所在する部隊等
入間基地	中部航空警戒管制団司令	入間基地 硫黄島分屯基地に所在する部隊等
浜松基地	第1航空団司令	静岡県 山梨県に所在する部隊等
小牧基地	第1輸送航空隊司令	愛知県 奈良県 三重県 和歌山県に所在する部隊等
岐阜基地	第2補給処長	長野県 岐阜県 滋賀県 大阪府 高知県 香川県 愛媛県 徳島県に所在する部隊等
小松基地	第6航空団司令	富山県 石川県 福井県に所在する部隊等
美保基地	第3輸送航空隊司令	鳥取県 京都府 兵庫県 岡山県 島根県 広島県に所在する部隊等
芦屋基地	第3術科学校長	山口県 芦屋基地に所在する部隊等
春日基地	西部航空警戒管制団司令	福岡県(芦屋基地及び築城基地を除く。) 佐賀県 長崎県 熊本県に所在する部隊等
築城基地	第8航空団司令	大分県 築城基地に所在する部隊等
新田原基地	第5航空団司令	宮崎県 鹿児島県(沖永良部島分屯基地を除く。)に所在する部隊等
那覇基地	第9航空団司令	沖縄県 沖永良部島分屯基地に所在する部隊等

- 注：1 部隊等とは、編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関(支処を含む。)並びに航空幕僚監部並びに内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、共同の部隊、共同の機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- 2 右欄の部隊等の受験者の試験地は、左欄に掲げる基地とする。
- 3 試験地は、受験者数、施設等の状況により変更することがある。

別表第2(第8条関係)

委員会委員等一覧表

職名	官職
委員長	幹部学校長
副委員長	航空幕僚監部人事教育部長 幹部学校副校長
一般委員	航空幕僚監部人事教育計画課教育室長 航空幕僚監部人事教育計画課養成班長 航空幕僚監部補任課人事第1班長 航空幕僚監部人事教育部長の指名する者 幹部学校教育部長 幹部学校長の指名する幹部学校職員若干名
主任試験官	幹部学校長の指名する幹部学校職員1名
試験官	幹部学校長の指名する幹部学校職員 委員長の上申に基づき、航空幕僚長の命ずる者
身体検査委員	航空幕僚長の命ずる医官若干名
幹事	幹部学校長の指名する幹部学校職員1名

別紙様式第1(第9条関係)

発簡番号 ()
発簡年月日

航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程

学生等選抜試験委員長 殿

○○基地試験管理官

発簡者名 印

第 期航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程

学生等選抜第1次試験受験者人員表(通知)

受験特技職名		人員		
合 計				
受 験 中 止 者 名 簿				
所 属	階 級	氏 名	受験職域	理 由

添付書類：

配布区分：

注：1 第17条による記載事項がある場合は、「注意(人事)」とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

(記入例)

発簡番号
発簡年月日

殿

発簡者名

第 期航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜試験受験者名簿(報告) (04-P24 (C-2))

階級 幹部名簿番号 (昇任年月日)	ふりがな 氏名 (生年月日)(年齢)	受験 特技 職名 受験地	現 職 (勤務地)	付 与 特 技	幹部 普通 課程 期別	幹部候補生期別 (防大、航空学生 出身者は出身期) 及び専攻学部	過去 の受 験回 数	空自英 検能力 区分 (取得 年月)	備 考
3佐 1043 (5.1.1)	やまだ ひろし 山田 浩 (S34.5.12)(35)	操縦 千歳	201飛行隊 飛行班長	1113FA 1113FB	105	72 (防-26) 航空工学	3	2 (1.5)	A012-124356
3佐 1205 (6.1.1)	さいとう はるお 斎藤 春男 (S35.6.2)(34)	衛生 千歳	衛生隊	8903	107	医-8 (防医-8)	1	1 (2.11)	A013-126453
1尉 1084 (2.7.1)	あべ よしお 阿部 良雄 (S34.12.11)(35)	輸送 補給 芦屋	補給隊 燃料小隊長	2643SP	108	73部内	1	2 (1.11)	A022-130234
1尉 1365 (3.7.1)	すずき のぼる 鈴木 昇 (S36.10.21)(33)	操縦 千歳	203飛行隊	1113FA 1113FB	110	74 (航-37)	0	6 (3.11)	A026-131244 TOEIC結果待ち
1尉 1413 (4.7.1)	さとう あけみ 佐藤 明美(女) (S37.12.3)(32)	隊務 管理 千歳	人事部 訓練班長	3733C0	111	76 文学	0	3 (2.11)	A045-139220 懲戒調査中

- 注：1 名簿記載の順序は、受験特技職名にかかわらず幹部名簿の番号順とする。
2 女性の場合、氏名の後に(女)と記載する。
3 年齢は、第1次試験実施の年の4月1日現在におけるものとする。
4 現職は、個別命令による配置指定のものまでを記載する。航空警戒管制団、高射群、学校又は補給処等に所属するが他の基地又は分屯基地に所在する編制単位群部隊、編制単位部隊又は支処等に勤務する者は、()を付して勤務地名を記入する。
5 付与特技は、付与された全特技を記入する。
6 幹部候補生期別は、幹部候補生課程の期を記入する。防衛大学校、防衛医科大学校及び航空学生出身者は()を付して防衛大学校、防衛医科大学校及び航空学生の期を記入する。
7 過去の受験回数は、第1次試験の受験回数を記入する。
8 備考欄には、認識番号指定試験地以外で受験する場合の理由及び第5条第3項に係る状況を記載するとともに、過去に懲戒処分を受けたことがある者については、推薦理由を記載する。
9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第3(第18条関係)

第 期航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜第1次試験成績表

受験人員 名

1次 序列	職域		所属	階級	氏名	期別	種目別成績表			成績合計	英検	受験 回数	可否
	職種	序列											

- 注：1 第1次試験の序列の順に記載する。
 2 成績は点数又は記号をもって表す。
 3 可否欄は、記載しない。
 4 所要事項を記載後は、「注意(人事)」とする。
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第4(第18条関係)

第 期航空自衛隊幹部学校指揮幕僚課程学生等選抜第2次試験成績表

受験人員 名

2次 序列	1次 序列	所属	階級	氏名	期別	受験 特技職名	種目別成績表				身体 検査	英検	受験 回数	可否
							第1班	第2班	第3班	合計				

- 注：1 第2次試験の序列の順に記載する。
 2 成績は点数又は記号をもって表す。
 3 可否欄は、記載しない。
 4 所要事項を記載後は、「注意(人事)」とする。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。